主 文

本件再審請求を棄却する。

理 由

上告を棄却した確定決定に対しては、刑訴法上再審の請求は許されていないのであるから、本件再審の請求は不適法として棄却すべきものである。よつて裁判官全員の一致した意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一二月二日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
· 郎	唯一	村	谷	裁判官